

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC組合に雇用され、平成〇年〇月まで、林業作業員として、チェーンソーや刈払機などの振動工具を使用し、間伐、玉切り、枝打ち、下刈り等の作業に従事してきた。

請求人によれば、平成〇年〇頃から手指にしびれを感じるようになり、その後、両手指の冷え、両肘の痛みに加え、握力の低下も感じるようになったほか、平成〇年の〇頃には、両手の親指以外の指の付け根から先が白くなっていたという。

請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し「振動障害」（以下「本件疾病」という。）と診断され、療養を開始した。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、D医院に受診し本件疾病と診断されたものであるが、振動障害の業務上外の判断について、労働省（現厚生労働省）労働基準局長は「振動障害の認定基準について」（昭和52年5月28日付け基発第307号。以下「認定基準」という。要旨は、決定書理由第2の1の別添を引用する。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えてるので、以下、認定基準に基づき検討する。

(2) 振動業務従事歴等について

請求人からの聴取内容及び提出資料、審査官の分析結果等から、請求人は認定基準に示す「おおむね1年又はこれを超える期間」振動業務に従事したとの要件を満たしているものと判断する。

(3) 末梢循環障害について

E医師が作成した平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付け振動障害診断票によると、要旨、自覚症状・身体所見S（2-3）又はS（2）、検査成績L（1-2）、（2）又は（3）とし、振動工具による障害が強く疑われる又これを認めるとしている。

これに対し、F医師が作成した平成〇年〇月〇日付けの診断書においては、指尖容積脈波やFSBP%も含め検査を実施した結果、要旨、「安静時では皮膚温度は低めで、爪圧迫検査は正常、冷水負荷後の皮膚温回復率は5分率、10分率とも正常で、爪圧迫検査は軽度異常であったものの、FSBP%（指動脈血圧測定）はすべての指で正常であり、寒冷刺激による指動脈の過剰収縮も生じて

おらず、血管機能はよく温存されている」とし、振動ばく露に起因する末梢循環障害は存在しないと判断するとしている。

一方、審査官は、手指の皮膚温の検査結果を林業労働災害防止協会振動障害検診委員会の数値と比較し、皮膚温は常温下で「正常～極軽度異常」、冷却負荷では「中等度異常」から「高度異常」であるとして、末梢循環障害は認められるとしている。

以上のとおり、E医師、F医師及び審査官は、請求人に末梢循環障害が認められるか否かについて異なる判断をしているところ、当審査会としては、請求人の皮膚温に係る検査結果については、一定の異常が認められるとの判断があるも、E医師とF医師との結果には明白な相違もあり、これらをもって障害の有無、程度を判断することは難しいものと判断する。そこで、その他の検査結果についてみると、F医師は、その判断の根拠として、F S B P % (指動脈血圧測定) 検査を行い、指動脈の血管機能がよく温存されていることを客観的に示している。

当審査会においては、特に本件のごとく、末梢循環障害の有無に係る皮膚温検査等において誤差が生じたケースについては、F S B P % 検査 (指動脈血圧測定) の結果を斟酌することは有意義であり、同結果に鑑みると、請求人の指動脈の血管機能はよく温存されているとするF医師の判断は妥当であり、請求人には末梢循環障害は認められないものと判断する。

(4) 末梢神経障害について

当審査会としては、決定書理由第2の2の(2)イ(ア)②に記載するとおり、請求人には末梢神経障害については認められるものと判断するも、その程度については、安静時の痛覚、振動覚、末梢神経伝達速度における異常は軽度であり、ニューロメーター検査もすべて正常であるとの結果から、著明なものではないと判断する。

(5) 運動機能障害について

F医師は、維持握力(5回法)は右が異常であり、他はほぼ正常、つまみ力、タッピング数は低下し、つまみ力、手指巧緻運動の低下があり、請求人には運動機能障害は存在すると判断しているが、G医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、肘関節骨変化が軽度で、両上肢に筋萎縮なく、肘部管における尺骨神経の肥厚なく、また、神経伝達速度に異常がない状態であり、握力、

つまみ力、タッピング数などの運動機能の低下は考えにくいと判断している。
この点、E医師は、運動機能障害も認められる旨の所見を述べるが、当審査会としては、いずれの医証に照らしてみても、請求人の運動機能の低下については、仮にあるとしてもその程度は、著明なものとはいえないとの所見において一致しているものと判断する。

(6) レイノー現象の発現について

決定書理由第2の2の(2)イ(ウ)に記載するとおり、当審査会においても、請求人にレイノー現象が発現していると認めることはできない。

(7) 以上のとおり、請求人の振動業務従事期間については、認定基準に示す「おおむね1年又はこれを超える期間」に該当すると認められるところ、認定要件である3障害の程度について、末梢循環障害は「認められず」、末梢神経障害及び運動機能障害については、「認められる」ものの、いずれも著明には認められず、また、レイノー現象については、その発現を認めることはできないことから、当審査会としては、請求人に発症した本件疾病は業務上の事由によるものとは認めることはできない。

3 以上のとおりであるので、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。